

平成 31 年 4 月 1 日

入札参加者各位

箱根町総務部財務課

工事請負契約に係る最低制限価格の取扱いについて

箱根町契約規則（昭和 40 年箱根町規則第 15 号）第 17 条の規定に基づく最低制限価格については、次のとおり取り扱うこととします。

1 最低制限価格設定の表示

最低制限価格を設定した入札案件は、その旨を入札公告又は入札説明書に記載します。

2 最低制限価格の算出方法

平成 31 年 3 月 28 日に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）」を基本として算出します。

$$\text{最低制限価格} = \text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% \\ + \text{一般管理費等の} 55\%$$

※予定価格の 75%～92%の範囲内で設定する。

※万円未満を切り捨てた万円止めとする。

※工事の性質上必要がある場合には、上記にかかわらず予定価格の 75%～92%の範囲内で個別に定める。

3 最低制限価格の公表

最低制限価格は事後公表とします。

4 最低制限価格に係る留意事項

最低制限価格未満の価格による入札は無効とします。(2 回目の入札に参加することはできません。)

5 適用時期

平成 31 年 4 月以降に執行する入札から適用します。

(事務担当は、管財契約係)